

## 主な質問項目

・1日に同じ搬入者・同じ排出場所の一般廃棄物を数回搬入するがその都度、申請書を提出しなければならないのか？

→ 1日に同じ搬入者・同じ排出場所であれば、最初の搬入の際に、受付係にその旨を伝えていただければ当日のその後の搬入の際に新たな申請書の提出は必要ありません。ただし、搬入者が違う場合や搬入日が違う場合にはその都度、申請書の提出が必要です。

・許可業者がごみを搬入する際には必ず申請書の提出が必要なのか？

→ 年間等のある一定期間での一般廃棄物の収集運搬業務委託を契約している事業所から排出された一般廃棄物を搬入する際には、申請書の必要はありません。ただし、住民から自宅の一般廃棄物の収集運搬を依頼された等の個別的な搬入については、申請書の提出が必要となります。

・許可業者が複数の排出場所からまとめて一般廃棄物を搬入する際には、申請書はどのように準備したらいいのか？

→ 排出場所毎に申請書を作成し、提出してください。ただし、排出場所・排出者の項目を別紙にまとめたものを添付すれば、申請書は1枚のみで構いません。（地図による排出場所の確認等はすべて行います。）